

福島県教育委員会平成26年10月定例会会議抄録

1 日 時	平成26年10月17日(金) 午後1時30分
2 場 所	教育委員室(県庁西庁舎9階)
3 出席委員	小野委員長、1番 高橋委員、2番 境野委員、3番 蜂須賀委員、4番 佐藤委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開 会	午後1時30分、委員長から10月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	委員長から、高橋委員、境野委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会 期 の 決 定	委員長より、会期は本日1日とする旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定した。
(4) 記 録 係 の 指 名	委員長から大竹主事が指名された。
(5) 教育長提案理由説明	委員長から教育長に提出事件について説明を求めた。
	教育長から提出議案等について次のとおり概要説明があった。
	(説明概要)
	議案第1号は、平成27年度の県立学校生徒募集定員を決定しようとするもの。
	議案第2号は、福島県教育委員会表彰規程に基づく平成26年度教育・文化関係表彰の被表彰者の変更について諮るもの。
	議案第3号は、平成27年度の人事異動方針及び各人事異動実施要項を定めようとするもの。
	議案第4号は、平成27年度の福島県公立学校教員採用候補者選考試験の合格者を決定しようとするもの。
	議案第5号から議案第8号は、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分を行おうとするもの。

(6) 会 議 の 非 公 開

(7) 議 案 審 議
議 案 第 1 号

報告第1号は、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。

ここで、委員長から、本日の審議のうち、議案第1号を除く議案等について、非公開として審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定し、非公開とされた。

平成27年度福島県立学校生徒募集定員について（議案第1号）、高校教育課長及び特別支援教育課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。

委員：こんなに中学校卒業見込者数が減っているのに、やむを得ない学級減であるとは思っているのだが、今後ますます生徒が減っていくという本県の状況を踏まえると、川口高校、南会津高校、只見高校のように35人学級編制を目指していくことも考える必要があるのではないかと。それから、川俣高校は非常に優秀な生徒を育ててきた伝統校であるが、福島駅からの交通が非常に不便で、バスしかなく、1か月の定期代が何万円にもなるような状況である。そのような生徒に対する補助はできないのか。そのような補助ができれば、生徒の学校の選び方も違って来るのではないかと。

高校教育課長：1点目の御質問についてだが、標準法という法律により、高校については40人学級編制とされており、中山間地域のうち特にこの3校については、県の予算措置により35人学級編制とし、教職員定数を定めているところである。したがって、現在の法律が40人学級編制を基準としている以上、県単独で35人学級編制を展開するとなると県の予算も関わってくるため、現時点では35人学級編制とすることはなかなか難しいと考えている。

財務課長：2点目の御質問についてだが、現在は通学代を支援するような制度はない。どこまで支援すべきなのかという問題はあろうかと思う。例えば、南会津の奥の方に行くと、自宅から通学ができないため、親元を離れて学校に通うという子どももいる中で、その辺りの整理はなかなか難しいと考えている。支援としてどのような形であるべきなのかという問題意識は今後も持ち続けていかなければならないが、対象とする子どもの線引きをどうするのか、財源はどうするのかといった問題があるため、お時間をいただかなければならない課題であると考えている。

委員長：日本はこれまで安心・安全な社会で成り立ってきた。ところが、最近の事件を見ると、海外の危険地域並みの事件が起きている。特に、子どもが放課後に一人で帰らざるを得ないような時間帯に事件が起きているということが心配である。将来的な構想の中にスクールバス等が入ってくるのかどうかというようなことも、今後、日本社会が抱える課題になってくるのかなという気もする。

委員：学級減の学校については、中学校の卒業見込者数を前提にして、過去の志望実績を考慮して選んだとのことだが、その中で最終的に定員を下回っている学校については仕方ないと思うが、この11校の中で定員を上回っている学校はあるのか。もしあるとすれば、定員を上回っているにもかかわらず学級減とする理由を教えて欲しい。

高校教育課長：この春に行った入学者選抜において志願者が募集定員を上回った学校としては、磐城桜が丘高校、いわき光洋高校等がある。これらの学校で学級減とする理由としては、まず、いわき地区の来春の生徒数の減少が大きいということがある。また、

1 学年 1 ～ 2 学級という小規模の学科・学校についてはこれ以上学級を減らしていくことができない中で、磐城桜が丘高校といわき光洋高校では長い間、学級減を行ってこなかった。特にいわき光洋高校では、開校以来、一度も学級減を行っていないので、そのような状況を踏まえ、中心部ではあるが、今回学級減の対象としたところである。

教 育 長： 8 学級を持つ、いわゆる基幹校と呼ばれる学校についても、いずれは学級減をしていかなければならない程の激しい生徒減という状況である。

委 員： 来年の 4 月に高校に入学する子どもの世代から激減していくという話を聞いたことがあるが、それが年々続くという状況なのか。

教 育 長： 去年は少し増えたが、その前の年との比較で 5 0 0 人程度減ることとなり、その状況が現在の 0 歳児ぐらまで続くという状況である。したがって、先程御意見があったような、4 0 人学級編制から 3 5 人学級編成にするとか抜本的な改革を国に対して要望していかなければならない。これまでも要望はしてきているが、なかなか財政上の理由で難しい状況である。小中学校については、福島県では平成 1 4 年から 3 0 人学級、3 0 人程度学級というものを実施してきているが、高校についてはまだ実施できていない。

これ以降の審議については、決定されたとおり非公開とされた。

委員長が、平成 2 6 年 9 月定例会会議録の承認を求めたところ、全員異議なく承認した。

平成 2 6 年度教育・文化関係表彰について（議案第 2 号）、職員課長より説明があり、全員

(8) 前 回 会 議 録 の 承 認

(9) 議 案 審 議

議 案 第 2 号

議案第 3 号	<p>異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>平成27年度人事異動方針及び各人事異動実施要項について（議案第3号）、職員課長、義務教育課長、高校教育課長及び特別支援教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
議案第 4 号	<p>平成27年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験について（議案第4号）、義務教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
議案第 5 号	<p>福島県市町村公立学校長の懲戒処分について（議案第5号）、職員課長よりセクシュアル・ハラスメントに係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
議案第 6 号	<p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第6号）、職員課長より交通加害事故に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
議案第 7 号	<p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第7号）、職員課長より法定速度超過による運転に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
議案第 8 号	<p>福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第8号）、職員課長より体罰等に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
(10) 報告事項	
報告第 1 号	<p>訓告処分等について（報告第1号）、職員課長より説明があり、了承した。</p>
(11) 次回の日程	<p>平成26年11月21日（金）午後1時30分に定例会を開会することが決定された。</p>
(12) 閉会	<p>午後4時20分閉会となった。</p>